

令和5年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業の実施による効果について

No	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業 初期	事業 終期	実施計画 上の総事業費	A					事業の実施による効果		
						総事業費	B					補助対象外 経費	
							補助対象事 業費	C 国庫補助額	D 臨時交付金	E 起債額			F その他
合計					5,314,998	5,394,237	5,300,330	-	4,634,389	-	665,941	93,907	
1	住民税非課税世帯等に対する給付金(7万円)【物価高騰対策給付金】	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯 43,628世帯×70千円 (うちR5年度交付決定分 3,023,370千円) 事務費 98,205千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 人件費として支出] ④R5年度分の住民税非課税世帯	R5.12	R6.5	3,672,504	3,121,575	3,121,575	-	3,121,575	-	-	-	物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持することに寄与できた。
2	住民税均等割のみ課税世帯への給付金【物価高騰対策給付金】	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯 4,065世帯×15千円、4,060世帯×85千円、618世帯×70千円、323世帯×100千円 及びR5年度交付決定残額5,765千円(R6年度支出分) 事務費 49,514千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 人件費として支出] ④R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯	R6.1	R6.5	542,376	536,914	536,914	-	532,326	-	4,588	-	物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持することに寄与できた。
3	低所得の子育て世帯給付金【物価高騰対策給付金】	①物価高が続く中で低所得者の子育て世帯へ支援を行うことで、低所得者の子育て世帯を支援する。 ②低所得の子育て世帯給付金及び事務費 ③給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯の子育て世帯 5,803人×50千円、R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯の子育て世帯 480人×50千円 及びR5年度交付決定残額 850千円(R6年度支出分) 事務費 31,084千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 人件費として支出] ④低所得の子育て世帯	R6.2	R7.1	348,958	346,085	346,085	-	327,170	-	18,915	-	物価高が続く中で低所得者の子育て世帯へ支援を行うことで、低所得者の子育て世帯支援ができた。
5	調整給付(税総合システム改修)【物価高騰対策給付金】	①物価高が続く中で定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方へ給付を行い支援するもの。(令和5年度については調整給付に付随する定額減税の実施に要するシステム改修を行う。) ②調整給付に付随する定額減税の実施に要するシステム改修委託料 ③委託料(事務費) 42,576千円 ④定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方	R6.3	R6.9	42,576	28,572	28,572	-	13,880	-	14,692	-	定額減税しきれない方への調整給付に必要なデータを税総合システムより抽出し適切な給付事業の支援を行った。

No	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 初期	事業 終期	実施計画上 の総事業費	A					事業の実施による効果		
						総事業費	B					補助対象外 経費	
							補助対象事 業費	C 国庫補助額	D 臨時交付金	E 起債額			F その他
10	医療機関及び薬局への 支援金給付事業費	①物価高騰等の影響により、運営費の増大が生じ、安定的な運営に影響を受けている歯科・歯科医療機関、薬局に支援金を給付することで、運営経費の負担を軽減し、市民への安定的な医療提供体制を確保するもの。 ②給付金 202,800,000円 通信運搬費 48,910円 ③<給付金> 病院 500,000円×24か所=12,000,000円 一般診療所 300,000円×262か所=78,600,000円 歯科診療所 300,000円×209か所=62,700,000円 薬局 300,000円×165か所=49,500,000円 合計202,800,000円 <通信運搬費> 73円×670か所=48,910円 ④次の事項を全て満たしている医療機関及び薬局 (1)令和5年12月1日時点で厚生労働大臣が指定する保険医療機関及び保険薬局 (2)令和6年1月18日時点で枚方市内に開設していること。 (3)令和6年1月18日時点で医療提供等に用いる設備を現に有しており、継続的に医療等を提供することができる医療機関及び薬局であること。	R5.12	R6.2	205,860	202,849	202,849	-	135,438	-	67,411	-	物価高騰により生じた負担を支援したことにより、安定的な医療提供体制の整備につながった。
11	病院事業会計への補助金	①エネルギー価格高騰の影響を受けている医療機関等の負担軽減を図ることにより、安定的な事業継続を支援する。 ②病院事業運営に係る光熱費 ③15,000円×335床=5,025千円(「大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金」事業支給相当額) ④市立ひらかた病院	R5.12	R6.2	5,025	5,025	5,025	-	4,000	-	1,025	-	物価高騰により生じた負担を支援したことにより、経営状態を維持することができた。
13	福祉施設等に対する光熱費等支援事業費①	①物価高騰が続いている状況によりその影響を受けている福祉施設等に対し、安定的な事業の継続を支援することで、利用者への経済的負担の影響を軽減できるため支援する。 ②事業実施に必要な補助金及び通信運搬費 ③入所系297か所@300千円、通所系331か所@200千円、訪問系349か所@100千円、郵便代41千円 ④本市の指定を受けている福祉事業者 ※ 令和5年12月1日までに指定を受け、かつ案内通知日時点で事業継続中であり、休止・廃止を予定しない福祉事業所が対象。 ※ 国、府、市などの公共施設等については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の対象外である。	R6.1	R6.3	225,033	190,241	190,241	-	150,000	-	40,241	-	物価高騰の影響を受けている福祉施設等の安定的な事業の継続を支援することができた。
16	水道基本料金等の減免	①物価高騰の影響は生活者や事業者に及んでおり、家計負担軽減や事業者(公共施設を除く)支援を目的とする。 ②水道料金の減免分及び事業実施に必要なシステム改修費等 ③水道料金減免分:616,397千円(補助対象外経費87,188千円を含む。) システム改修費:7,406千円 郵便代:78千円 ※その他財源:補助対象外経費となる水道料金減免分 一般財源 87,188千円充当 ④本市との全給水契約者 ※ 令和5年8月～令和5年11月検針分が対象。 ※ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の対象外である国、府、市などの公共施設等については、一般財源を充当し、市の単独事業として実施する。 ※ 生活保護等による水道料金等の福祉減免対象者は除く。	R5.6	R6.1	212,666	623,881	536,693	-	150,000	-	386,693	87,188	幅広い世帯や事業者に水道料金の減免を実施することにより、生活者の経済的負担軽減や、事業者の継続支援につながった。

No	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 初期	事業 終期	実施計画 上の総事業費	A						事業の実施による効果	
						総事業費	B						補助対象外 経費
							補助対象事 業費	C 国庫補助額	D 臨時交付金	E 起債額	F その他		
17	学校給食費支援事業	<p>①本事業費で、物価上昇による給食の食材料費の上昇分を補填する形で支援することにより、保護者負担となる給食費を上げることなく、食材料を安定的に確保し、献立通りの給食を継続して提供するため。</p> <p>②給食にかかる食材料費</p> <p>③ ① 小学校 児童数19,376人×195回(年間)×24,9353円(1食あたりの補助額平均) ≒94,453,754円</p> <p>② 中学校 年間喫食数613,666食×34,6033円(1食あたりの補助額平均) ≒21,199,713円</p> <p>①+②=115,653,467円(教職員分6,719,253円を除く。)</p> <p>④保護者、枚方市学校給食会 ※教職員は支援対象から除く。</p>	R5.4	R6.3	50,000	122,373	115,654	-	50,000	-	65,654	6,719	保護者負担となる給食費を上げることなく安定的な給食提供を継続することができた。
19	省エネ家電買い換え促進事業	<p>①家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するため、省エネ性能の高いエアコン・冷蔵庫(冷凍庫含む)・テレビ(以下「省エネ家電」という。)への買い換えを市内実店舗にて行った市民に対し、購入額に応じた補助を実施することで、物価高騰の影響を受けた市民生活の影響を軽減すると共に、買い換え需要を喚起することによる市内経済の活性化を図り、もって地球温暖化対策の推進を目的に実施するもの。</p> <p>②省エネ家電を買い換えに購入した市民に対し、購入費用に応じた額。</p> <p>③補助金(3万円×4,828件+2万円×1,370件+1万円×1,323件)185,470,000円、業務委託費用30,517,300円、事務経費734,236円(窓付き封筒作成経費、郵送経費)、計216,721,536円。</p> <p>④市内に住所を有し居住している者で、市内に所在する店舗で自ら使用するために補助対象の省エネ家電(新品・未使用品に限る)を合計5万円(税抜)以上買い換えされる個人。(世帯につき対象家電を複数台を合算で申請可。年度で1回限り)</p>	R5.6	R6.3	10,000	216,722	216,722	-	150,000	-	66,722	-	省エネ性能の高い家電製品への買い換えに対し一定額の補助を行うことで、脱炭素の促進を行うと共に、家庭におけるエネルギー費用負担やエネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた市民生活への影響を軽減し、市内経済の活性化に寄与した。(補助件数7,521件、補助総額185,470千円)